

## 大槌町建設関連業務の委託契約に係る最低制限価格に関する事務処理要領

(趣旨)

第1 この要領は、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の10第2項(第167条の13において準用する場合を含む。)の規定に基づき、測量業務、建築関係建設コンサルタント業務、土木関係建設コンサルタント業務、地質調査業務、補償関係コンサルタント業務の委託に関する契約(以下「建設関連業務委託契約」という。)について、最低制限価格を設ける際に必要な事項を定めるものとする。

(最低制限価格を設けることができる契約)

第2 最低制限価格を設けることができる契約は、条件付一般競争入札及び指名競争入札(以下「競争入札」という。)に付する設計額が50万円以上(消費税額及び地方消費税額を含む。)の建設関連業務委託契約とする。ただし、最低制限価格を設けることが適当でないと認められる場合は、この限りではない。

(最低制限価格の算出方法)

第3 最低制限価格は、別表第1に掲げるそれぞれの業務区分ごとに、設計額算出の基礎となった同表①から④までに掲げる額の合計額を基に、契約担当者が定める額とする。ただし、その額は、設計額に⑤及び⑥に掲げる割合を乗じて得た額をそれぞれ下限及び上限とする。

2 最低制限価格の算出に必要な資料は、実施伺い起案者が作成することとする。

(入札参加者への周知)

第4 この要領の規定により最低制限価格を設けるときは、競争入札の公告又は指名競争入札通知書により周知するものとする。

(最低制限価格による判定)

第5 入札執行者は、開札の結果、第3の規定による最低制限価格未満の価格により入札した者にあつては、失格と判定するものとする。この場合、最低制限価格未満の価格により入札した者は、再度の入札には参加できない。

2 入札執行者は、予定価格の制限の範囲内の価格で、かつ、最低制限価格以上の価格で入札した者のうち最も低い価格の者について、落札者と決定するものとする。

(補足)

第6 最低制限価格の算定方法は、中央公共工事契約制度運用連絡協議会「工事請負契約に係る低入札価格調査基準中央工事契約制度運用連絡協議会モデル」を準用することとする。

附 則

この要領は、平成28年6月1日から適用する。

附 則

この要領は、令和元年7月1日から適用する(一部改正)。

別表第1（第3関係）

業務区分	①	②	③	④	⑤（下限）	⑥（上限）
測量業務	直接測量費の額	測量調査費の額	諸経費の額に10分の4.8を乗じて得た額	—	10分の6	10分の8.2
建築関係建設コンサルタント業務	直接人件費の額	特別経費の額	技術料等経費の額に10分の6を乗じて得た額	諸経費の額に10分の6を乗じて得た額	10分の6	10分の8
土木関係建設コンサルタント業務	直接人件費の額	直接経費の額	その他原価の額に10分の9を乗じて得た額	一般管理費等の額に10分の4.8を乗じて得た額	10分の6	10分の8
地質調査業務	直接調査費の額	間接調査費の額に10分の9を乗じて得た額	解析等調査業務費の額に10分の8を乗じて得た額	諸経費の額に10分の4.8を乗じて得た額	3分の2	10分の8.5
補償関係コンサルタント業務	直接人件費の額	直接経費の額	その他原価の額に10分の9を乗じて得た額	一般管理費等の額に10分の4.5を乗じて得た額	10分の6	10分の8